

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップ(1000年に一度【年に0.1%】の確率で発生する想定最大規模の大雨による洪水浸水想定区域図)によると、当所が立地する市街化地域において、0.5m～3.0m未満の浸水及び12時間未満の浸水継続時間(浸水深50cm以上)が想定されている。

(高潮：ハザードマップ)

当市のハザードマップ(日本に接近した想定最大規模の台風による高潮の浸水区域や深さを示した高潮浸水想定区域図)によると、当所が立地する市街化地域や工業専用地域の二見臨海工業団地において、0.5m～3.0m未満の浸水が想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域ともに市街化地域や工業地域に想定されていない。

(地震：ハザードマップ及び地域防災計画)

南海トラフで発生する地震は、地震規模はM8～M9クラスであり、明石市は最大震度が6強、最高津波水位2m、津波最短到達時間は115分、浸水面積は24haと想定される。明石駅や明石城跡を含む本市東部では、津波の警戒が必要とされる標高3mに満たない土地がJR山陽本線高架橋南側一帯から明石駅の北東部にかけて広がっており、液状化の危険性が高い区域にあたる。

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層であるが、その多くは過去の活動状況がよくわかっていない。特に兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬一高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、県外には上町断層帯等の活断層が分布しており、明石市内での強い揺れが想定される。特に、六甲・淡路島断層帯地震、山崎断層帯地震のうち主部南東部、草谷断層帯での地震は明石市に甚大な被害を及ぼす可能性がある。

(感染症)

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症の全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

令和3年経済センサス 商工業者数 8,508者 小規模事業者数 5,706者

【商工業者の内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
製造業	529	357	市内に広く分布している
サービス業	5,520	3,869	市内に広く分布している
商業(卸・小売)	1,992	1,038	市内に広く分布している
建設業 他	467	442	市内に広く分布している
合計	8,508	5,706	

### (3) これまでの取組

#### 1) 当市の取組

- ・明石市地域防災計画、明石市事業継続計画（BCP）、あかし安全のまちづくり計画（明石市強靱化地域計画）の策定
- ・防災、感染症対策備品の備蓄
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

#### 2) 当所の取組

事業者BCPに関する国の施策の周知  
事業所BCP対策セミナーの開催  
各種損害保険や日本商工会議所保険商品への加入促進  
防災備品（スコップ・懐中電灯・非常食）の備蓄  
避難訓練の実施  
明石市が実施する防災訓練への参加及び協力

## II 課題

当市では近年、自然災害による人命に係る被災は無く、市民の間では、災害の少ない安全な地域と捉える傾向が強い。小規模事業者のBCP策定に対する関心は低い状況にある。当所においても防災計画とBCPの違いを正しく理解し、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分ではない。加えて、緊急時における市内事業者の復旧・事業継続の支援について、具体的な体制やマニュアルが未整備となっており、早急に支援体制を構築する必要がある。さらに、感染症対策においては、管内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険加入の必要性などを周知する必要がある。

サイバー攻撃対策においては、攻撃を受けていることにも気づかず、知らないうちに個人情報抜き取られたり、システムのアクセス制限がかけられ身代金を要求される等のケースもあるため、システムにウイルス対策ソフトを導入する。OS・ソフトウェアを最新の状態にしておく、パスワードは長く複雑にし、使い回さない等の対策を周知するなどが必要である。

## III 目標

管内小規模事業者に対し、事業継続を妨げる脅威を認識させ、事前対策の必要性を周知する。発生時における連絡体制を円滑に行う為、当所と当市との間における被害状況報告ルートを構築する。

災害後速やかな復興支援が行えるよう、また地域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがないため「海外発生期」「国内感染症発生期」「社内感染症発生期」と細分化しておく）には速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
8,508	5,706	R6	2	4
		R7	2	4
		R8	3	5
		R9	3	5
		R10	5	7

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和6年4月1日～令和11年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

### <1. 事前の対策>

明石商工会議所と明石市の役割分担や体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政支援の活用等)について説明する。

また、自然災害以外の脅威(感染症、情報セキュリティ事故、サプライチェーンの途絶等)についても説明する。

#### ◇広報ツールの活用

- ・会報(隔月発行)や市広報(毎月1日・15日発行)、ホームページ等を活用し、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、個社支援、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。また、啓発ポスターを商工会議所ビル内に掲出するほか、広報チラシを商工会議所ビル内に常時配架する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染予防策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・サイバー攻撃の対策については、兵庫県警と連携したサイバーセキュリティーセミナーの開催や、会報・市広報、ホームページ、メールマガジン等において、サイバー攻撃の脅威や対策の必要性を周知する。

#### 2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・明石商工会議所は、令和3年9月に事業継続計画を作成。令和5年10月に改訂。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組の確認を年1回実施する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市の連絡ルートの確認等を行う。  
(訓練は必要に応じて実施する)

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等の発災時には人命救助を最優先の上、下記の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。  
(SNS等を活用し、安否情報や業務従事の可否、被害状況等を明石商工会議所と明石市で共有する。)

### 2) 応急対策の方針決定

- ・明石商工会議所と明石市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、自主的な判断により出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。公共交通機関が不通の場合も上記と同様とする。職員全員が被災する等により応急対策がとれない場合の役割分担を決める。大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安)

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	管内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 管内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	管内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 管内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、明石市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

本計画により、明石商工会議所と明石市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

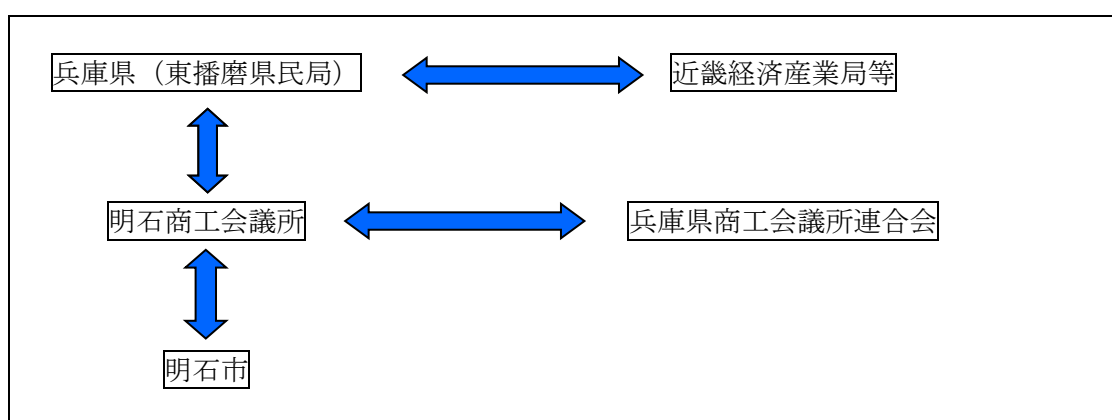
ただし、被害地域と無理なく連絡が取れる状態で、新たな被害報告が無くなった場合は上記の期間を待たず通常の状態に戻す。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連携体制 >

- ・自然災害等発生時に、管内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

#### 【具体的な仕組み】

- ・被害状況の確認は、明石商工会議所が主導で主に会員事業所を中心に行う。
- ・事務局長指揮の下、被災した事業者に連絡、場合によっては訪問し、個別の被害状況を調査する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動を行う範囲について決めておく。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、兵庫県の指定する方法により当所又は当市から県（窓口は東播磨県民局）へ報告する。



### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、明石商工会議所と明石市が協議の上、決定する。  
（当所が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・管内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、兵庫県、明石市等の施策）について、管内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症流行の場合、国や兵庫県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を兵庫県の指定する方法にて当所又は当市より兵庫県へ報告する。

### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・兵庫県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を兵庫県・兵庫県商工会議所連合会等に相談する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口の開設等を行う。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

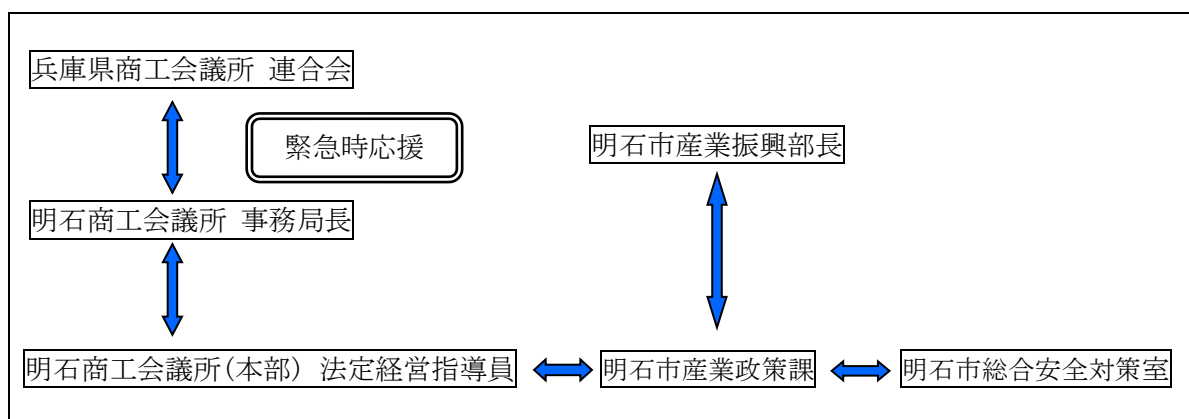
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年11月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名 井元邦彦

明石商工会議所 TEL 078-911-1331

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

本計画の具体的な取組の企画や実行

本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①明石商工会議所 中小企業相談所

〒673-8550 明石市大明石町1-2-1

TEL 078-911-1331 FAX 078-911-6738 E-Mail acci@akashi-cci.or.jp

②明石市 市民生活局産業振興室産業政策課

〒673-8686 明石市中崎1-5-1

TEL 078-912-1111 FAX 078-912-5098 E-Mail sansei@city.akashi.lg.jp

その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	210	210	310	310	310
セミナー開催費	60	60	60	60	60
専門家派遣費	100	100	200	200	200
リーフレット・チラシ製作費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
兵庫県補助金、会費、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
①          ②          ③